

世界の小口決済改革事情

イギリスに続き、シンガポール、オーストラリア、アメリカでも取り組みが進む

世界で小口決済改革の動きが急速に進んでいる。旧態依然としたシステムから脱却して、「ほぼリアルタイムの入金」「24時間365日対応」「携帯番号による送金が可能」といった機能を実現したことが特徴だ。イギリスに端を発した改革の動きは、シンガポールやオーストラリアにも波及しており、また最近では、アメリカが同様の改革に動き出して注目を集めている。本稿では、わが国の決済改革にも影響を及ぼしうるこうした動きについて解説する。

画期的な小口決済を実現したイギリス

世界の小口決済改革の口火を切ったのはイギリスである。送金の受取りまでに3日を要していた従来型の小口決済システムに対する不満が高まり、その結果、2008年に最新鋭の「ファスター・ペイメント」が導入された。ファスター・ペイメントの特徴は、第一に、送金依頼

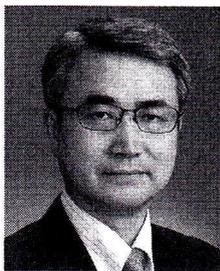
が行われると、数秒から15秒程度で相手銀行の口座に入金される「ほぼリアルタイム」の決済システムとなっている。第二に、昼夜を問わず送金が可能な「24時間365日型」の小口決済システムとなっている。第三に、「ペイエム」(Paym)というサービスの組合せにより、相手の携帯電話番号を使った送金が可能となっており、受取人の銀行口座が送金人の銀行と異

なる場合でも、口座番号不要で「携帯番号による送金」ができる小口決済システムとなっていることがあげられる。従来、多くの国の小口決済システムは、相手の口座に入金されるまでに1〜3日を要する「スローな決済システム」であることが多かった。また、送金の処理も銀行の日中の営業時間に限られ、夜間や土日には他行への送金ができなかった。さら

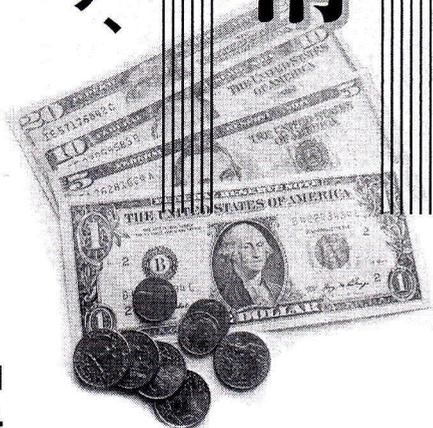
に、送金を行う場合には、相手の銀行口座番号が必ず必要とされた。ファスター・ペイメントは、こうした従来の小口決済システムにおけるいくつかの常識をいずれも覆すものであり、これまでない画期的な小口決済システムとなっている(注1)。

シンガポールはイギリスのシステムを応用

こうした動きが次に波及した



麗澤大学 教授 中島 真志



世界の小口決済改革事情

のが、シンガポールである。旧式の小口決済システムの改革が必要となっていたシンガポールの銀行界では、イギリスの開発を行ったヴォカリンク社から、ファスター・ペイメントのシステムを購入することとし、これを「FAST」(Fast And Secure Transfers)として、14年3月から稼働させている。

FASTは、顧客からインターネット・バンキングで受け付けた送金依頼を、①リアルタイムで処理し(相手口座への入金まで2秒)、②稼働時間は24時間365日など、ファスター・ペイメントとほぼ同様な機能を有する(図表1)。ただし、携帯番号による送金の機能は有していない。

FASTでの送金の上限は、1件当たり1万シンガポールドル(約90万円)とされている。中央銀行や主要民間銀行などからなる「シンガポール・クリアリングハウス協会」が運営主体となっている。

FASTを通じた送金の銀行間での資金決済は、中央銀行で

あるMAS(シンガポール通貨庁)の口座で1日に2回、時点ネット方式で行われるが、ここで「完全担保モデル」がとられているのが特徴である。すなわち、MASの口座に各行がFASTの決済に必要な資金を事前に現金担保として積んでおく方式をとっている。決済資金が常に事前に確保されていることにより、FASTを通じた送金には即時の「ファイナリティ」(決済完了性)が付与されている。現金担保の額は、各行が実績に基づいて決めることとされているが、自行からの送金が増えて担保不足の可能性が生ずると、アーリー・ウォーニング(早期警戒)が発せられる仕組みとなっている。

オーストラリアではSWIFTが初のベンダーに

シンガポールと並んで、イギリスの小口決済改革の影響を受けたのがオーストラリアである。オーストラリアでも旧式の小口決済システムの見直しを進めるため、12年に新しい小口決済イ

ンフラ(NPP: New Payments Platform)を構築するプロジェクトを立ち上げ、必要な機能の検討やシステムベンダーの選定を進めていた。ここでも

ヴォカリンク社が積極的な売り込みを図っていたことから、シンガポールと同様に、ファスター・ペイメントのシステムが採用される可能性が高いものとみられていた。

〔図表1〕 シンガポールの小口決済システム「FAST」の概要

名称	FAST (Fast And Secure Transfers)
稼働開始	2014年3月17日
参加行	主要14行(2015年に7行が追加参加の予定)
スキームオーナー	シンガポール・クリアリングハウス協会
システム運営者	バンキング・コンピュータ・サービスズ有限会社
決済銀行	MAS(シンガポール通貨庁)
元となったシステム	ヴォカリンク社の「即時決済システム」(ファスター・ペイメントの外販用バージョン)
送金の処理時間	ほぼリアルタイム(相手口座の入金まで2秒)
稼働時間	24時間365日
顧客の指図方法	インターネット・バンキング
決済上限	1件当たり1万シンガポールドル(≒90万円)(このほか、日次と月次の制限あり)
決済サイクル	1日に2回(午前と午後)
担保	完全担保モデル(Fully Collateralized Model: MASの口座に現金担保を積んでおく方式)
機能の拡充	引落し(debit)を導入の予定(2015年中)

ところが14年12月になって、NPPのシステムを開発・運営をSWIFTが一括して受注することが発表された。SWIFTは、金融取引に関するメッセージ通信を国際的なネットワークにより提供する組織であり(注2)、SWIFTのシステム開発の受注は意外感をもって受けとめられた。SWIFTでは、NPPに対して①ネットワークの提供、②決済用のシステ

ムの構築、③アドレス用データベースの構築の三つを提供するものとしている。システムの詳細については、まだ明らかになっていないが、NPPのシステム要件などから、シンガポールと同様に、①ほぼリアルタイムの決済処理で、②24時間365日型の決済システムとなるものとみられる。また、口座番号と携帯電話番号とのヒモ付けのためのデータベースを構築することから、イギリスと同様に、「携帯番号による送金」が可能となる見込みである。

NPPプロジェクトには主要12行が参加しており、これらの銀行が「NPPオーストラリアリミテッド」という運営主体となる会社を立ち上げている。SWIFTでは、15年6月までにシステムのデザインを終えたうえで、17年の後半には新しい決済システムを稼働させる予定である。

なお、SWIFTがベンダーとして決済システムの構築を受託するのは、これが初めてとなる。SWIFTはもともと、決済システムと参加行との間の決

済指図の受送信にネットワークを提供するかたちで決済システムへの関与を始めた（第1段階）。次に、「Yコピール」（注3）などSWIFTのネットワーク上のデータを加工して決済システム用に提供するサービスの提供を始めた（第2段階）。そして、今回は、ベンダーとして自らがシステム開発を担うこととなった（第3段階）。その意味で、今回の受託はSWIFTの決済システムへの関与が新たなフェーズに入ったことを意味するものである。

いよいよアメリカが動き始める

ここまでで話が終わっていけば、一部の国（イギリス、シンガポール、オーストラリア）の動きということ、注目度は限定的であったかもしれない。しかし、ここに来てアメリカがこの動きに加わり、事態は急展開しようとしている。

アメリカの中央銀行であるFedでは、13年9月に「決済システムの改善」という協議文書を公表し、関係者からコメント

を求めた。このなかでFedは、「ユビキタスで迅速な電子決済の導入」を提言した。この提案は、①だれでも利用することができ（ユビキタス）、②リアルタイムに近い送金であり、③受け手の銀行口座を知らなくても送金できる、ことを要件としてあげている。この要件は、前記のとおり、イギリスが「ファスター・ペイメント」および「ペイエム」によって実現している機能とほぼ同一の内容となっている。アメリカにおける従来の小口決済システムである「ACH」では、やはり送金が相手口座に届くまでに2〜3日を要する旧態依然としたシステムとなっており、Fedではイギリスなどの影響を受けて、この本格的な見直しに着手したものである。

Fedは、協議文書に対して支持するコメントが多かったとしており、これを受けて15年1月には、今後の進め方を示した「アメリカの決済システムの改善に向けた戦略」という文書（ロードマップ）を公表した。このロードマップでは、「ファスター・ペイメント・タスクフォース」という新たな小口決済システムの検討組織を15年早々に立ち上げることとされており、このタスクフォースが16年末までに、政策課題や実施方法について検討するものとしている。したがって、アメリカの新たな小口決済システムがどのようなかたちとなるかについては、今後の2年間が検討のヤマ場となることになる。

ロードマップのなかでは、「ファスター・ペイメント」の構築オプションとして、四つの案が提案されている（図表2）。このうち、既存のATMのインフラを転用するという「オプション1」では、機能的に限界があるものとみられる。また個別行間で直接清算を行うという「オプション2」は、事務処理が煩雑となることから実現性には乏しいものとみられる（多くの国では、個別決済が大変だからこそ、集中決済を導入している）。このように、二つのオプションは、実現性が疑わしく、数合せのための提案である可能性が高い。

世界の小口決済改革事情

〔図表2〕

ファスター・ペイメントの構築オプション

(Fedのロードマップ、2015年1月公表)

選択肢	内容
オプション1	既存のATMのインフラを利用して、リアルタイムの送金を行う
オプション2	インターネット回線を使って、個別行間で直接清算を行う (分散構造をとる)
オプション3	リアルタイム専用の新たなインフラを構築する
オプション4	リアルタイム送金用の新たなインフラを構築し、それが従来のACHの機能も代替する

実現性の高いのは残りの二つの選択肢であるが、このうち「オプション3」は、従来型のACHとリアルタイム型のファスター・ペイメントが併存するかたちとなる。この場合、急が

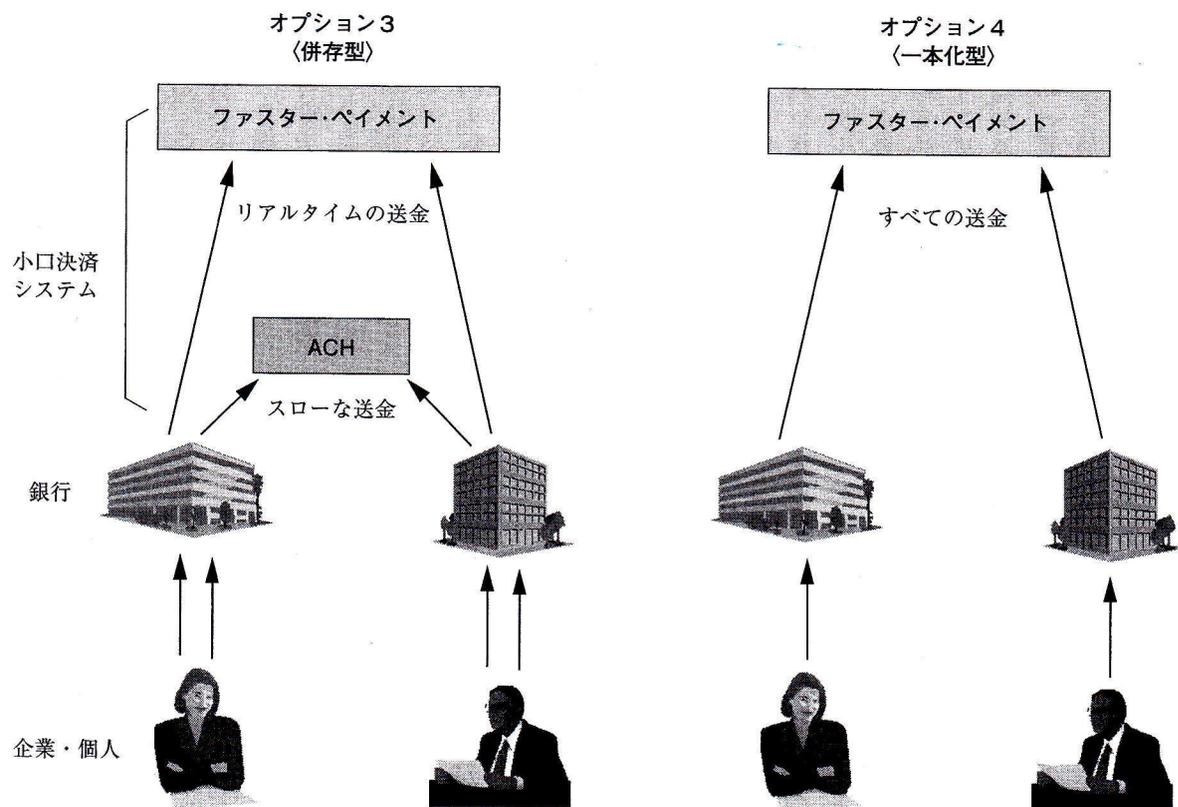
ない小口決済は、従来どおりACHによって行われる一方で、迅速な取扱いが必要な送金は、新しく導入されるファスター・ペイメントでほぼリアルタイムで処理されることになる。これに対して「オプション4」は、従来型のACHを廃止して、すべての小口決済を新たなリアルタイム型の決済システムに一本化するという、やや大胆な案である(図表3)。

ACHを廃止するというオプション4は、金融機関のほか、これまでACHを使ってきた個人や企業にも波及するため影響が大きく、実現には大きな困難が伴うものとみられる。このように考えると、Fedが本当に推進したいのは、従来からのACHはそのまま稼働させたいうえで、リアルタイムでの送金を求めるユーザーに対しては、新たにファスター・ペイメントを追加して提供するというオプション3ではないかと考えられる。

実際、Fedが手本としているイギリスでは、従来型の小口決済システムである「バックス」とリアルタイム型のファス

〔図表3〕

オプション3とオプション4の比較



ター・ペイメントが併存するかたちとなっている（シンガポールでも同様に、従来型の「GIROR」はそのまま存続している）。

ユーロ圏全域でのシステム構築の検討も開始

こうしたアメリカの小口決済改革の動きは、現在、世界中から大きな注目を集めている。この改革により、アメリカの小口決済が24時間365日のリアルタイム決済に移行し、また携帯番号による送金も実現した場合には、これを受けて同様な動きがさらに他の国・地域に広がっていく可能性があるものとみられる。

実際、すでにヨーロッパでは、ユーロ圏全域を対象とした同様なリアルタイム型の決済（これを「インスタント・ペイメント」と呼んでいる）を行う小口決済システムの構築に向けた検討が始められている。こうした動きがさらに広がるようであれば、わが国における全銀システムの改革の議論（稼働時間の延長、携帯番号による送金など）にも少なからず影響を及ぼす可

能性がある。アメリカ（およびヨーロッパ）でどのような小口決済システムが立案され、どのようなサービスが提供されるようになるのか、今後の検討状況をよく注視していく必要がある。

フランクフルトにおける人民元決済の動き

小口決済の話題ではないが、その他の注目される動きとして、フランクフルトにおけるオフショア人民元決済のプロジェクトについて、ここで触れておきたい。現在、フランクフルトでは、ブendesバンク（ドイツの中央銀行）が中心となって、オフショア人民元の決済のためのクリアリングハウス（清算機関）を設立する構想が進められている。清算機関のメンバー行は、人民元建ての口座を保有するだけではなく、清算機関のガバナンス（運営方針など）にも関与する。清算機関内では、メンバー行の支払指図に基づいて、メンバー行ごとに人民元のネットポジション（受払いの差額）が計算される。それに基づいて、メ

ンバー行の口座間で1日に数回のネット決済（差額の受払い）が行われる。こうしたネット決済用のシステムは、清算機関が構築する。

清算機関では、「クリアリングバンク」を指定する。ここにメンバー行が人民元口座を開設し、クリアリングバンクが前記のネット決済用のシステムを利用してネット決済を行う。すでに中国四大銀行の一つである中国銀行が、このクリアリングバンクとなることが決まっている。クリアリングバンクは、中国人民銀行（中国の中央銀行）からの借入枠を有し、決済のために必要な人民元の供給を受けると。また、メンバー行は、クリアリングバンクから人民元の与信枠（クレジットライン）の設定を受け、これを使って円滑に決済を進めることができる。

クリアリングバンクは、中国国内の決済システムである「CNAPS」（将来は外為専用の決済システムとなる「CIPS」）の参加者でもあり、これにより、ドイツ（およびユーロ圏全体）と中国国内との間のク

ロスボーダーの人民元決済を可能とする。さらに、クリアリングバンクがユーロの決済システムである「TARGET2」にも参加し、必要に応じて、人民元とユーロの決済を可能にすることも検討している（この機能は「流動性ブリッジ」と呼ばれる）。

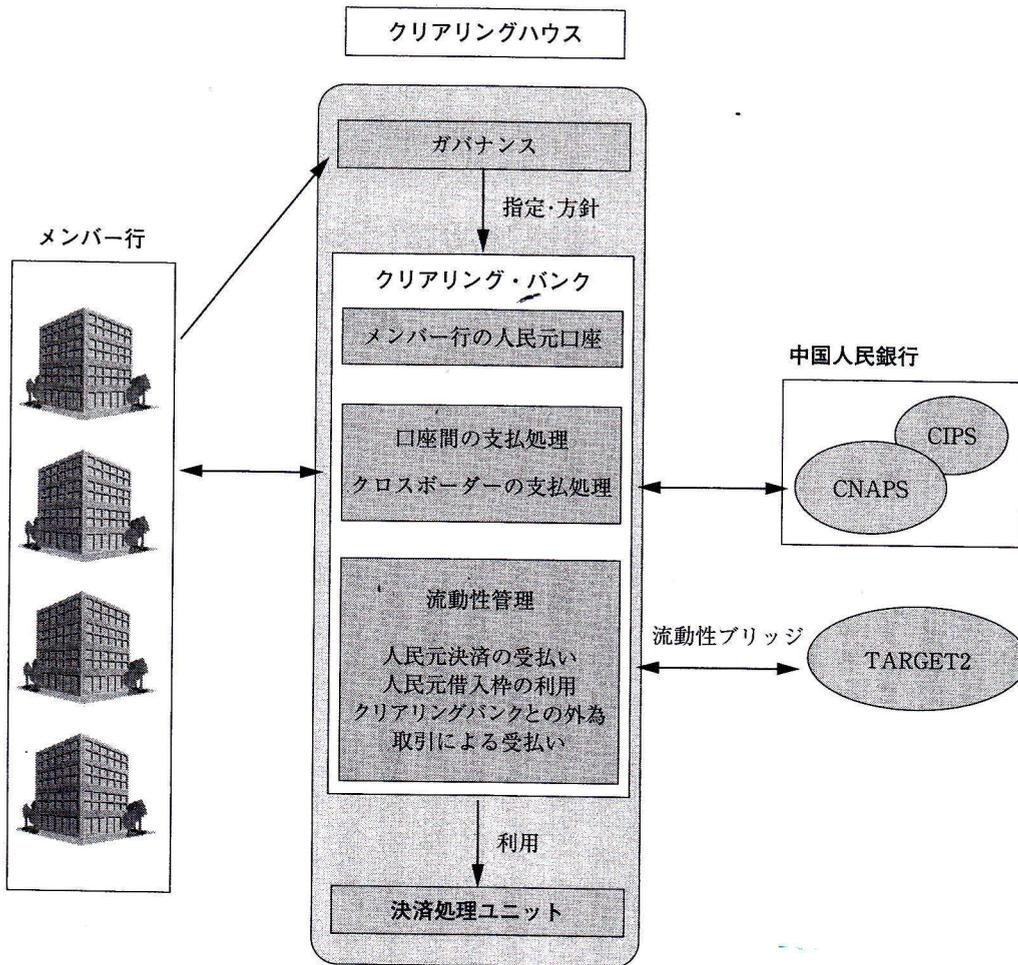
すでに13年10月に、この構想を進める「人民元イニシアティブ・ワーキンググループ」が、ドイツの大手金融機関、ブendesバンクと中国の大手商業銀行の参加によって設立されている。また14年4月には、ブendesバンクと中国人民銀行が、本件のための協力に向けた覚え書に調印しており、二つの中央銀行の緊密な協力のもとに、この構想が進められているのが特徴である。

ブendesバンク関係者によると、この構想のメリットは、①多者間のネット決済を行うクリアリングハウス方式であるため、他の都市で行われているような個別行による人民元決済サービスに比べて、流動性を節約でき、またリスクを削減できる

世界の小口決済改革事情

〔図表4〕

人民元決済のクリアリングハウス・モデル



こと、②ドイツのほか、フランスとイタリアの大手銀行がすでに参加を表明しており、大陸欧で多くの流動性が得られるこ

と、③中国人民銀行の全面的なサポート（とくに人民元の流動性供給）を受けていること——の3点であるとしている。

ヨーロッパでは、これまでロンドンがオフショア人民元の決済拠点としての地位を築いてきたが、今回の構想は、フランク

フルトをユーロ圏における新たなオフショア人民元決済の拠点とすべく、現地の中央銀行が率先して動いていることを示している。SWIFTの統計によると、人民元は、ドル、ユーロ、ポンド、円に次いで世界第5位の取引通貨に成長してきており（14年12月）、この構想の今後の帰趨が注目される。また、欧州中央銀行（ECB）に金融政策の策定と決済システムの運営という中央銀行の主要な権限・業務を取り上げられた個別の中央銀行が、金融センター機能

の向上という新たな課題に取り組み出しているという面でも注目されるところである。

（注）1 ファスター・ペイメントの詳細については、本誌14年7月21日号10ページを参照。

2 SWIFTの詳細については、『SWIFTのすべて』（東洋経済新報社）を参照。

3 個別行からSWIFTのネットワークへ支払指図が送信されると、このメッセージの主要部分をコピーして決済システムに送る仕組み。Yコピーは、中央銀行が運営する多くのRTGSシステムにおいて用いられている。

なかじま まさし
81年一橋大学卒、博士（経済学）。日本銀行、国際決済銀行（BIS）などを経て現職。著書に『決済システムのすべて』『証券決済システムのすべて』『金融読本』（共著）、『SWIFTのすべて』『入門 企業金融論』（単著）など。昨年10月の「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（金融庁）では参考人として小口決済改革を促す意見を陳述した。